

幼保連携型認定こども園新規採用教員研修実施要綱

1 目的

幼保連携型認定こども園新規採用教員研修(以下「新規採用教員研修」という。)は、幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)の新規採用教員に対して、教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条の規定に基づき、こども園の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力及び使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

2 対象

新規採用教員研修の対象となる教員は、採用の日から起算して1年に満たないこども園の保育教諭とする。

なお、ここでいう採用とは、教員でない者が教員となることを指すものであり、保育所などの児童福祉施設における保育士としての勤務経験があっても、新たに保育教諭となった場合は研修の対象となる。ただし、幼稚園教諭として、幼稚園等新規採用教員研修実施要綱に基づく新規採用教員研修を受講した者は対象としない。

3 内容

新規採用教員研修の内容は、次のとおりとする。

(1) 園内研修

新規採用教員は、こども園内において研修指導員による指導及び助言による研修(年間8日間)を受けるものとする。

(2) 園外研修

新規採用教員は、こども園外において岡山県総合教育センター等における研修(年間7日間)を受けるものとする。

4 年間研修計画

- (1) 岡山県教育委員会は、市町村教育委員会又はこども園を所管する部局(以下「部局」という。)と連携・協力の上、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画の作成に当たっては、第3項に定める事項のほか、園内研修及び園外研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 岡山県教育委員会は、年間研修計画の作成に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。
- (4) 市町村教育委員会又は部局は、岡山県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における年間研修計画を作成するものとする。

5 園内研修計画の作成及び実施

- (1) 園長は、岡山県教育委員会及び市町村教育委員会又は部局が作成する年間研修計画に基づき、地域の状況やこども園の実情に配慮し、園内研修計画を作成し、実施するものとする。
- (2) 園長は、園内研修計画の作成に当たっては、園外研修との関連に配慮して、園内研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

6 研修指導員

- (1) 岡山県保健福祉部子ども未来課が研修指導員を委嘱し、各園に派遣する。
- (2) 研修指導員は、こども園において新規採用教員に対する指導及び助言を行う。
- (3) 研修指導員の業務等について必要な事項は、別に定める。

7 園内における指導体制

- (1) 研修指導員は、園長と協力の上、園内研修計画に従い、前項の指導及び助言を行うものとする。
- (2) 園長は、園内研修計画に従い、研修項目に応じて、新規採用教員の指導及び助言を行うものとする。
- (3) 所属の教員は、園長の指導の下に、園内研修計画に従い、研修指導員が実施する研修のほか、新規採用教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項について、新規採用教員に対して指導及び助言を行うものとする。
- (4) 園長は、新規採用教員が園外研修を受ける間、保育及び教育が他の教員によって適切に行われるように配慮するものとする。

8 園内研修計画書及び園内研修報告書等

- (1) 園長は、園内研修計画書及び園内研修報告書を市町村教育委員会又は部局に提出するものとする。
- (2) 市町村教育委員会又は部局は、園内研修計画書及び園内研修報告書を岡山県総合教育センターに提出するものとする。この場合において、市町村教育委員会又は部局は(1)の写しを添付するものとする。

9 連絡協議会

岡山県総合教育センターは、新規採用教員研修を円滑かつ効果的に実施するため、園長及び研修指導員の連絡協議会を開催するものとする。

10 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、新規採用教員研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の改正の施行期日から当分の間の経過措置として、こども園の状況に応じて、新規採用教員研修を弾力的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。